

令和7年8月5日

各都道府県剣道連盟 御中

公益財団法人 全日本剣道連盟

剣道七段・六段審査会申込み者の受審会場変更および
剣道八段・七段・六段、申込み締切り後の取り消し返金について

標記の件につきまして、審査会における当日欠席者の中には、申込みをしたが、仕事等の都合でやむを得ず申込み場所で受審できない方がおります。

つきましては、本年11月の愛知県・東京都で実施いたします剣道七段・六段審査会を受審される方について、下記により受審場所の変更を認めます。

なお、剣道八段・七段・六段審査会申込み締切り後の取り消し返金の申し出については下記の期日までといたします。

記

変更を認める者

- 1 令和7年11月実施の剣道七段・六段審査会（愛知県・東京都）に申込みをしている者。
- 2 都道府県剣道連盟より書面またはFAXにより、七段の変更通知を10月25日（土）、六段の変更通知を10月26日（日）までに全日本剣道連盟に提出した者。

※変更通知の受付期日は、

各支部：令和7年10月10日（金）、県剣連：令和7年10月17日（金）とする。

返金受付期日

- 1 **剣道七段・六段審査会（愛知県）** 申込み締切り後の返金の申し出受付けは、各支部：令和7年10月10日（金）、県剣連：令和7年10月17日（金）まで。
- 2 **剣道六段・七段審査会（東京都）** 申込み締切り後の返金の申し出受付けは、各支部：令和7年10月17日（金）、県剣連：令和7年10月24日（金）まで。
- 3 **剣道八段審査会（東京都）** 申込み締切り後の返金の申し出受付けは、各支部：令和7年10月17日（金）、県剣連：令和7年10月24日（金）まで。

※上記（1・2・3）いずれも、所定の様式を使い、都道府県剣道連盟より書面またはFAXにより、返金申し出を全日本剣道連盟に提出した者。

以上